

医療法等の一部改正に伴う医師確保対策実施体制の整備について

令和元年 6 月 25 日
宮城県保健福祉部医療人材対策室

1 地域医療対策協議会設置について

- ・平成 30 年 7 月 25 日に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が公布され、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、医師確保計画の策定や臨床研修病院の指定権限移譲などを都道府県が実施することとなり、その体制強化の一環として、大学や医師会、医療関係者等との協議の場として「地域医療対策協議会」を設けることとなった。
※宮城県では今年 3 月条例を改正し、当協議会を設置。

2 地域医療対策協議会の協議事項

- (1) 医師確保計画策定に向けた協議等
- (2) キャリア形成プログラムに関する事項
(義務年限を有する医師等を対象としたキャリア形成と地域医療従事を 両立させるプログラム)
- (3) 医師の派遣に関する事項
- (4) 医師不足地域に派遣された医師の能力開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- (5) 医師不足地域に派遣された医師の負担軽減のための措置に関する事項
- (6) 医師不足地域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
(地域枠・地元出身者枠の設定等)
- (7) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
(日本専門医機構への専門研修に対する意見陳述や臨床研修病院の指定等)
- (8) その他医師の確保を図るために必要な事項

【参考】医療法（地域医療対策協議会関連部分抜粋）

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

二 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
- 二 医師の派遣に関する事項
- 三 第一号に規定する計画に基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- 四 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- 五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- 六 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- 七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項